

# へき地における保健指導事業に関する 厚生省公衆衛生局長通達

---

へき地医療対策に係る保健指導事業の実施について・昭和50年4月21日／300

へき地医療特別対策事業に係る保健指導事業の実施について・昭和50年5月  
12日／302

---

へき地医療に関する通達は数多いが、中でも保健指導事業に関する最近の通達を収録した。それぞれ厚生省公衆衛生局長名で各都道府県知事宛に出されており（2番めのものは各政令市町宛でもある）、保健婦活動に関する厚生省の考え方がうかがえる。

# へき地医療対策に係る保健指導事業の実施について

衛 発 第 209 号

昭和50年4月21日

へき地医療対策に係る保健指導事業は、昭和46年度から過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）、昭和47年度から沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）、昭和48年度から離島振興法（昭和28年法律第72号）及び昭和50年度から山村振興法（昭和40年法律第64号）の規定に基づき、それぞれ保健婦を配置して行う保健指導事業に要する費用について国庫補助することになっているが、本事業の実施にあたっては、下記事項をご留意のうえ、この事業の円滑な推進を図られたい。

なお、この事業に関する国庫補助金交付要綱が別途施行される予定である。

おって、昭和46年10月12日衛発第643号「過疎地域保健指導事業の実施について」、昭和47年10月9日衛発第615号「無医地区保健指導事業の実施について」及び昭和48年4月12日衛発第212号「離島における保健指導事業の実施について」の本職通知は廃止する。

## 記

### 1. 事業の趣旨

この事業は、無医地区における医療を確保するため、過疎地域、離島地域、山村地域及び沖縄県の無医地区に関し、それぞれ保健婦を配置し、保健医療の機会に恵まれない住民に対する保健指導の強化を図るものであること。

### 2. 保健婦の配置

#### (1) 配置の基準

この事業における保健婦（以下「保健婦」という。）の配置計画は、過疎地域対策緊急措置法第6条第5項、沖縄振興開発特別措置法第4条第2項、離島振興法第3条第1項及び山村振興法第14条に基づく都道府県計画において策定されているところであるが、その実施にあたっては、なお保健衛生水準、保健医療施設の配置状況、医療確保のための他の措置の計画、交通事情、経済状況等を考慮のうえ、保健医療条件の劣悪な無医地区に優先

して配置すること。

#### (2) 配置場所

保健婦の配置場所は、担当無医地区の地理的条件、交通事情等を考慮し、市町村の施設等できめこまかにかつ効率的に保健指導を行い得る場所を選ぶこと。

### 3. 保健婦の所属

保健婦は、原則として、担当無医地区を管轄する保健所の職員とすることとし、その活動水準の向上を図るため、配置換等についても適宜配慮すること。

### 4. 保健婦の活動

#### (1) 活動の内容

保健婦は、もっぱら担当無医地区の住民に対する保健指導にあたることとし、当該無医地区の保健衛生状態を十分把握し、保健所及び最寄りの医療機関との緊密な連携のもとに、計画的に地区の実状に即した活動を行うこと。

主な活動内容は、衛生思想の普及、疾病予防の指導、傷病者の療養指導及び栄養指導並びに巡回診療等の他の医療確保対策への協力などであるが、特に、家庭訪問による疾病予防の指導及び傷病者の療養指導を行い、疾病の発生または悪化の防止に努めることとし、緊急の患者が発生した場合には、他の医療確保対策における所要の措置に協力し、医療機関との連絡、医師の指示による処置等にあたること。

#### (2) 活動の支援

保健婦が担当無医地区の保健状態を把握し、並びに活動の計画を策定し、及び実施するにあたっては、市町村、医療機関等の協力、他の医療確保対策との連携等が得られるよう十分配慮すること。また、当該地域を管轄する保健所が政令市の場合にあつては、都道府県は、保健婦の活動について政令市と協議のうえ政令市の保健所が積極的に援助すること。

保健婦の研修、会議への出席等については、保健婦が

保健医療上特別の課題を有する地区に関し配置されるものであるため、その資質の向上を図るため特に配慮すること。

(3) 他の制度に基づく保健婦活動との関係

保健婦が配置される無医地区に関し、国民健康保険の保健婦等他の制度に基づく保健婦の活動が行われる場合は、その設置者と協議を行う等により、保健婦活動について連携調整に努めること。

5. 関係機関との連携等

(1) この事業は、市町村との相互協力のもとに推進するものであり、特に保健婦の配置場所等保健婦活動の便宜の供与について関係市町村の協力を得て実施

すること。

(2) この事業は、無医地区に関する他の医療確保対策との十分な連携調整のもとに実施すること。

6. 経理区分の明確化

この事業に対する国庫補助は、過疎地域保健指導費補助金、無医地区保健指導費補助金、離島地域保健指導費補助金及び山村地域保健指導費補助金としてそれぞれ交付されるものであり、それぞれの補助金相互間及び保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和39年法律第155号）第1条に規定する負担金並びにその他の補助金等との経理区分を明確にすること。

# へき地医療特別対策事業に係る保健指導事業の実施について

衛 発 第 240 号

昭和50年 5月12日

へき地における保健指導の強化については、かねてよりご配慮されているところであるが、昭和50年度から、へき地医療特別対策事業の一環として、保健婦を駐在させて行う保健指導事業に要する費用について国庫補助することとなったので下記事項にご留意のうえ、この事業の円滑な実施を図られたい。

おって、この事業に関する国庫補助金交付要綱が別途施行される予定である。

## 記

### 1. 事業の目的

へき地医療特別対策保健指導事業（以下「事業」という。）は、へき地における医療を確保するため、都道府県（保健所を設置する市にあっては市とする。以下同じ。）が市町村に協力して講じる措置の一環として、へき地の無医地区に保健婦を駐在させ、保健医療の機会に恵まれない住民に対する保健指導の強化を図ることを目的とする。

### 2. 保健婦の配置

#### (1) 配置の基準

この事業における保健婦（以下「保健婦」という。）の配置は、無医地区のうち人口規模200人以上で、最寄りの医療機関までの所要時間が30分以上を要する地区に行うものとする。

実施にあたっては保健衛生水準、保健医療施設の配置状況、医療確保のための他の措置の計画、交通事情、経済状況等を考慮したへき地保健医療計画の策定とその実施に充分配慮すること。

#### (2) 配置場所

保健婦の配置場所は保健指導所とし、駐在するものとする。

#### (3) 保健指導所

保健指導所は、原則として120平方メートルとし、つぎの機能を果すことができるものであるほか、保健婦の住宅部

門を併設したものであること。

#### ア 指導所部門（概ね70平方メートル）

- (ア) 問診室兼診察室
- (イ) 事務室兼カウンセリングルーム、図書室
- (ウ) 計測室
- (エ) 検査室
- (オ) 集団指導室、待合室

#### イ 住宅部門（概ね50平方メートル）

ウ 保健指導所の設置場所は、道路事情、地区の地勢等を勘案し、保健婦活動の中心となる場所を選定すること。

### 3. 保健婦の所属

保健婦は、原則として担当無医地区を管轄する保健所の職員とすることとし、その活動水準の向上を図るため、配置換え等についても適宜配慮すること。

### 4. 保健婦の活動

#### (1) 活動の内容

保健婦は、もっぱら担当無医地区の住民に対する保健指導にあたることとし、当該無医地区の保健衛生状態を十分把握し、保健所及び最寄りの医療機関との緊密な連携のもとに計画的に地区の実状に即した活動を行うこと。

主な活動内容は、保健指導所内にあっては、健康相談、健康診断後の指導、衛生教育、栄養指導等であり、所外にあっては家庭訪問による傷病者の保健指導、家庭看護、その他家庭生活における諸問題の解決への支援活動に努めることとし、緊急の患者が発生した場合には、他の医療確保対策における所要の措置と協調し、医療機関との連絡調整をすること、止むを得ぬ場合にあっては、医師の指示による処置等にあたること。

#### (2) 活動の支援

保健婦が担当無医地区の保健状態を把握し、並びに活動の計画を策定し、及び実施するにあたっては、市町村、へき地中核病院並びにその他の医療機関等の協力、他の

医療確保対策との連携等が得られるよう十分配慮すること。

また、保健婦の研修、会議への出席等については、保健婦が保健医療上特別の課題を有する地区に配置されるものであるため、その資質の向上を図るため、特に配慮すること。

(3) 他の制度に基づく保健婦活動との関係

保健婦が配置される無医地区に関し、国民健康保険の保健婦等他の制度に基づく保健婦の活動が行われる場合は、その設置者と協議を行う等により保健婦活動について連携調整に努めること。

5. 関係機関との連携等

(1) この事業は、市町村との相互協力のもとに推進す

るものであり、保健指導所の管理運営については、雑使婦（夫）を配置するよう努め、保健婦の雑用を極力はぶき、地区住民への支援活動に支障を生じないように便宜の供与について関係市町村の協力を得て実施すること。

(2) この事業は、無医地区に関する他の医療確保対策との十分な連携調整のもとに実施すること。

6. 経理区分の明確化

この事業に対する国庫補助は、へき地保健指導所運営費補助金として交付されるので保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和39年法律第155号）第1条に規定する負担金及び補助金等との経理区分を明確にすること。